「岐阜県清流の国スポーツ推進条例(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
第2条	〇「スポーツは、岐阜県のスポーツ選手が全国的な規模のスポ	・いただいたご意見については、第13条第3項に規定している、
第5項	一ツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう	岐阜方式を継続するための支援の中で、県が大垣ミナモソフ
	岐阜方式・・・」という部分に関し、是非、ぎふ清流国体で	トボールクラブを含む県内のスポーツチームを支援すること
	活躍した大垣ミナモソフトボールクラブの支援をお願いした	を県議会としても期待しています。
	い。浅中公園で遅くまで練習している姿に元気をいただいた。	なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、
		県担当部局に情報提供させていただきます。
第14条	○「県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進する	いただいたご意見のとおり、スポーツを通じた地域のつなが
	ため・・・」という部分に関し、東日本大震災での避難所等	りの再生は重要であるとの考えのもと、本条文を規定してお
	で見直された地域のつながりや、ぎふ清流国体での地域での	り、県がスポーツを通じた地域の再生を図る施策を推進する
	おもてなし活動からも分かるように、地域のつながりの再生	ことを県議会としても期待しています。
	は危機対策から見てもとても重要である。スポーツを通して、	なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、
	地域の再生を図る施策を推進してほしい。今までにないスポ	県担当部局に情報提供させていただきます。
	一ツを切り口にした条例に期待する。	